



復興庁

Reconstruction Agency

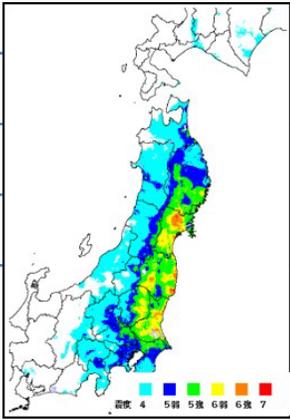
復興・創生 その先へ

復興の現状と今後の取組

- I 東日本大震災の概要
 - II 東日本大震災に係る政府の体制
 - III 復興の変遷
 - IV 現状と取組
- 参考資料

令和7年6月

I. 東日本大震災の概要

		東日本大震災	(参考) 阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46		平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0		7.3
地震型	海溝型		内陸型
被災地	農林水産地域中心		都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部		1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし	
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。	
死者 行方不明者	死者 19,782名(震災関連死を含む) (岩手:5,147名、宮城:10,571名、福島3,948名) 行方不明者 2,550名(岩手:1,107名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名	
住家被害(全壊)	122,053棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,483棟)	104,906棟	
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)	
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—	

Ⅱ. 東日本大震災に係る政府の体制

平成23年3月	<p style="text-align: center;">原発事故による災害</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>原子力災害対策本部 〔原子力災害対策特別措置法第16条第1項〕</p> <p>〔当初〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：経済産業大臣 事務局：内閣官房</p> <p>○避難指示 ○救出・救助</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>→</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>〔平成24年11月2日以降〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員会委員長 事務局：内閣府</p> <p>○炉心の冷却、注水作業 ○避難所支援、物資補給</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">地震・津波による災害</p> <p>緊急災害対策本部 〔災害対策基本法第28条の2第1項〕</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、防災担当大臣、総務大臣、防衛大臣 事務局：内閣府（防災担当）</p> <p>○救出・救助 ○捜索 ○避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 ○ライフラインの応急復旧</p>
同6月	<p style="text-align: center;">原子力災害対策本部</p> <p><廃炉・汚染水・処理水対策チーム> ○廃炉・汚染水・処理水対策</p>	<p style="text-align: center;">復興対策本部 平成23年6月24日設置</p> <p>[復興の司令塔機能(復興施策の企画・立案、総合調整)]</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、復興対策担当大臣</p>
平成24年2月	<p><原子力被災者生活支援チーム> ○避難指示区域の見直し ○原子力被災者生活支援</p> <p><環境省> ○廃棄物処理 ○除染・中間貯蔵施設の整備 ○モニタリング</p> <p>【原子力損害賠償】 <経済産業省> ○東京電力の指導 <文部科学省> ○賠償状況のフォローアップ及びその対応 ○和解の仲介</p>	<p style="text-align: center;">復興庁 平成24年2月10日発足</p> <p>[復興の司令塔機能(復興施策の企画・立案、総合調整)、復興事業の直接執行等]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>被災者支援</p> <p>○見守り・相談支援 ○コミュニティ形成支援 ○「心の復興」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>住まいとまちの復興</p> <p>○住宅再建・復興まちづくり ○生活環境の整備 ○交通・物流網の整備</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>産業・生業の再生</p> <p>○販路開拓支援 ○人材確保支援 ○観光振興</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>福島復興・再生</p> <p>○県外避難者支援 ○特定復興再生拠点の整備 ○福島イノベーション・コースト構想 ○風評の払拭</p> </div>

Ⅲ. 復興の変遷

I 集中復興期間 (H23. 3～H28. 3)

「東日本大震災からの復興の基本方針」
(H23. 7閣議決定／H23. 8改定)
被災地の一刻も早い復旧復興を目指す

<組織・制度>

- ・復興基本法 公布・施行 (H23. 6)
→復興対策本部設置
- ・復興庁設置法 公布 (H23. 12)
施行 (H24. 2)
→復興庁創設
- ・復興特区法 公布・施行 (H23. 12)
- ・中長期ロードマップ※決定 (H23. 12)
※R1改訂
- ・東日本大震災復興特別会計創設 (H24. 4)

※東京電力ホールディングス(株)福島第一
原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期
ロードマップ

<その他>

- ・応急仮設住宅等の入居戸数ピーク (H24. 3)
- ・福島県において漁業の試験操業開始
(H24. 6～。R3. 3まで試験操業を実施し、
現在は本格操業への移行段階)
- ・避難所が解消 (H25. 2)
- ・避難指示区域の見直し完了 (H25. 8)
- ・福島県の一部地域を除き、災害廃棄物
処理が完了 (-H26. 3)

II 第1期復興・創生期間 (H28. 4～R3. 3)

「復興・創生期間」における
「東日本大震災からの復興の基本方針」
(H28. 3閣議決定／H31. 3改定)

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、
地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す

<組織・制度>

- ・特定復興再生拠点区域制度が創設 (H29. 2)
- ・復興庁の設置期限が10年延長 (R2. 6)

<その他>

- ・被災した319漁港の全ての陸揚げ機能回復
(R30. 3)
- ・主要港湾施設の復旧が完了 (H30. 3)
- ・帰還困難区域を除く8県100市町村において
面的除染が完了 (H30. 3)
- ・帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示
が解除 (R2. 3)
- ・住宅再建・復興まちづくりが完了し、
公共インフラ工事も概ね完了 (-R2. 12)
- ・岩手県・宮城県において応急仮設住宅の
供与終了 (R3. 3)
- ・福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等
(帰還困難区域のものを除く) の中間貯蔵
施設への搬入が概ね完了
- ・仮設工場等の仮設施設から、累計3090事業
者が退去し、入居者は97事業者となった
(R3. 3)

III 第2期復興・創生期間 (R3. 4～R8. 3) <現在>

「第2期復興・創生期間以降における
東日本大震災からの復興の基本方針」
(R3. 3閣議決定／R6. 3改定)

第1期復興・創生期間の理念を継承

(1) 地震津波被災地域

残された課題について、きめ細かく対応

- ・被災者支援について復興の進展に応じて生じる
課題にきめ細かく対応
- ・移転元地等の活用を後押し
- ・被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・
加工原料転換等を支援

(2) 原子力災害被災地域

引き続き国が前面に立って、中長期的に対応

- ・事故収束及び環境再生に向けた取組を継続
- ・帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進
- ・帰還困難区域における
特定復興再生拠点区域、拠点区域外への帰還、
居住に向けた取組を推進
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進、
福島国際研究教育機構の取組の推進
- ・農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、
風評被害への対応

(3) 記憶・教訓の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・震災遺構・伝承施設との連携
- ・効果的な復興の手法・取組、民間のノウハウ
等の取りまとめ、関係機関への普及・啓発
- ・復興施策の評価

(参考)復興の基本方針 改定経緯

	平成23年3月	東日本大震災発災
集中復興期間 平成23～27年度	平成23年7月	<p>東日本大震災からの復興の基本方針 東日本大震災復興対策本部決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興期間を10年間とし、前期5年間で「集中復興期間」と定める。財源・体制など総論・基本的考え方と復興施策を列挙。 ・集中復興期間終了前に必要な見直しを行う旨規定。
	平成28年3月	<p>「復興・創生期間」における復興の基本方針 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期5年間で「復興・創生期間」と定める。大部で網羅的内容である当初方針を残して新規策定。 ・3年後(平成31年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。
第1期復興・創生期間 平成28～令和2年度	平成31年3月	<p>「復興・創生期間」における復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興施策の総括を行った上で、今後の対応を検討する旨を規定。
	令和元年12月	<p>令和元年7月～10月 復興推進委員会「東日本大震災の復興施策の総括に関するWG」で復興施策を総括</p>
第2期復興・創生期間 令和3～7年度	令和3年3月	<p>「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波被災地域は、復興・創生期間後5年間(令和7年度)で復興事業がその役割を全うすることを目指す。 ・原子力災害被災地域は、当面10年間(令和12年度)。5年目(令和7年度)に事業全体のあり方を見直す。 ・復興庁の設置期間(令和2年度末まで)を10年延長。令和7年度に組織のあり方を検討。
	令和6年3月	<p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (名称変更を伴う全部変更) 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の主な考え方は踏襲。 ・令和3～7年度の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和7年度までの財源フレーム等を整理。 ・3年後(令和6年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。
第3期復興・創生期間 令和8～12年度	令和7年6月	<p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更 (全部変更) 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の主な考え方は踏襲。 ・「第2期復興・創生期間」開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、令和7年度までの第2期復興・創生期間での復興を見据えた修正を行う。
	復興庁設置期限	<p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (全部変更)閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める

- 「第2期復興・創生期間」(令和3～7年度)の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

基本姿勢及び各分野における主な取組

1. 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

○ 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

- ・ 廃炉については、安全確保を最優先しつつ、持続的な人的体制・資金の確保、**廃炉を通じたイノベーション**の促進、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
- ・ ALPS処理水の処分については、**輸入規制の即時撤廃**、**水産業支援**に取り組む

○ 環境再生に向けた取組

- ・ 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
- ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し**復興再生利用を推進**。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、**福島県外での最終処分に向けた取組**を政府一体となり進める
- ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化

○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興

- ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、**ハード・ソフト両面で生活環境を整備**
- ・ 住民が里山の恵みを楽しむよう、森林整備の再開を始め、**「区域から個人へ」**の考え方下、**安全確保を大前提とした活動の自由化等**、住民等の今後の活動の在り方を検討
- ・ 交流・関係人口の拡大に向け、**福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用**や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
- ・ ホープツーリズムを始めとした、**観光振興策を戦略的に推進**

○ 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進

- ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療・放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、**施設整備の可能な限りの前倒し**
- ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備

○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

- ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「**実証の聖地**」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
- ・ **ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連**の先進的な取組、スタートアップの誘致

○ 農林水産業の再建

- ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し**営農再開の加速化**、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
- ・ **帰還困難区域内の森林整備再開**に向け条件整備の上で**本格復旧に着手**、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
- ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

2. 地震・津波被災地域

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ **心のケア**等や被災した子どもに対する支援等の**中長期的取組が必要な課題**については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

復興を支える仕組み等

○ 財源等

- ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、**今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保**する
- ・ **令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度の見込み**
- ・ この中で、**福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる**

○ 自治体支援

- ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続

○ 組織

- ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
- ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備

○ その他

- ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

IV. 現状と取組①【地震津波被災地域・原子力災害被災地域 共通の主な取組】

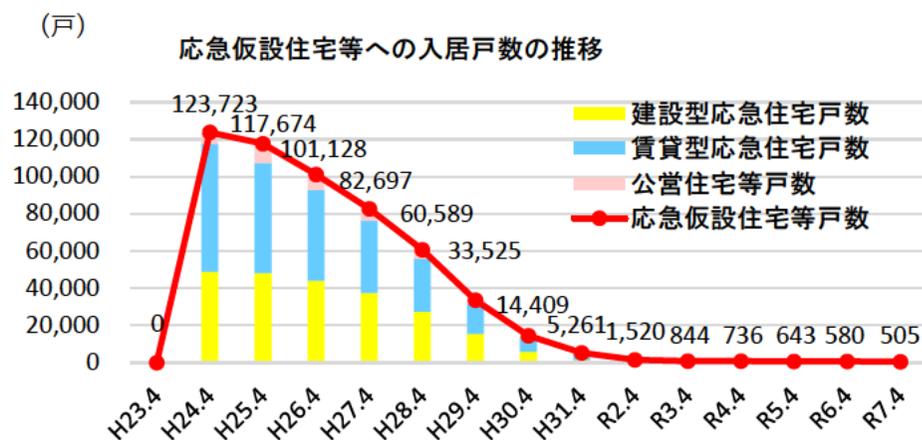
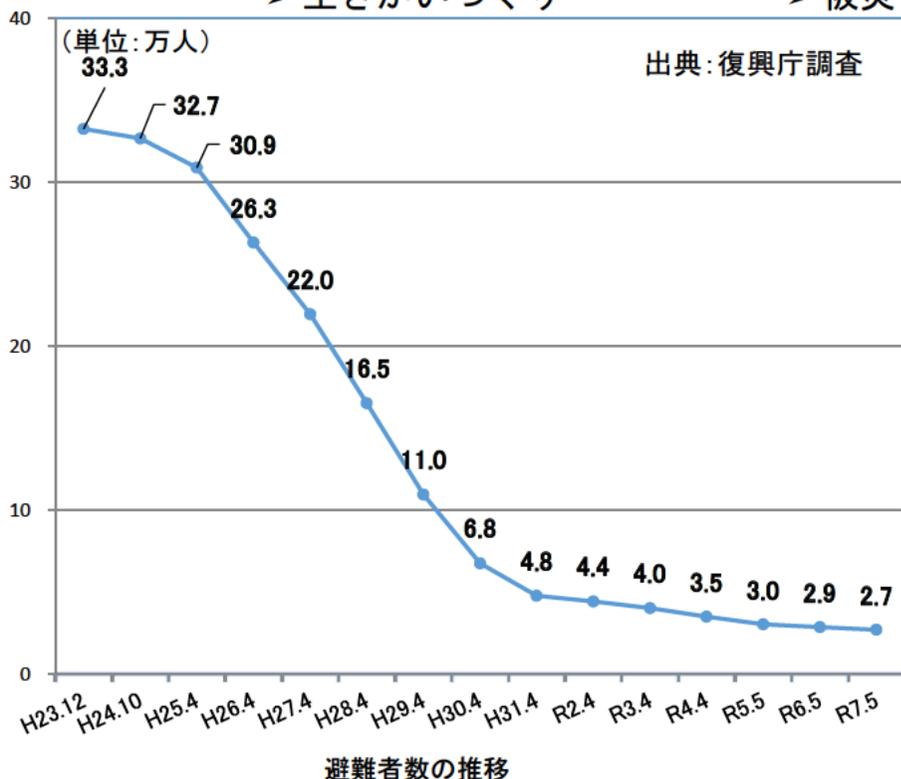
1. 被災者支援
2. 住まいとまちの復興
3. 産業・生業の再生

1. 被災者支援

- (現状) ・ 避難者は、当初の47万人から約2.7万人に減少 (令和7年5月)
 ・ 応急仮設住宅等の入居は、最大12.4万戸 (31.6万人)から505戸 (781人) ※に減少 (令和7年4月)

※大熊町、双葉町の避難者

- (取組) ・ 復興のステージに応じた切れ目のない支援を継続
- 高齢者等の見守り
 - 心身のケア
 - コミュニティ形成の支援
 - 生きがいつくり
 - 被災した子どもへの学習支援や心のケア 等



災害公営住宅の入居者同士の交流会



農作業を通じた交流・生きがいつくり



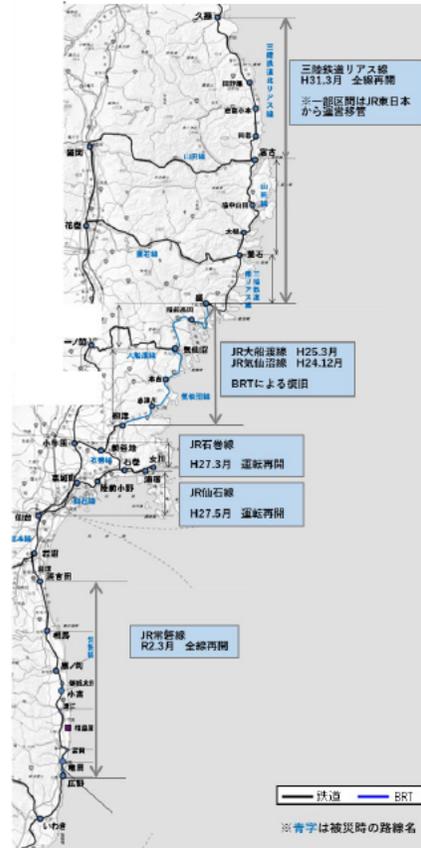
地域と学校との連携による学習支援

2. 住まいとまちの復興

- (現状) ・ 高台移転による宅地造成 (計画約1.8万戸) (令和2年3月)
 災害公営住宅の整備 (計画約3.0万戸) が完了 (令和2年12月)
 ※帰還者向けの災害公営住宅を除く
- ・ 復興道路・復興支援道路約570kmの全線開通 (令和3年12月)
 - ・ 被災した鉄道が全線再開 (BRTによる復旧を含む) (令和2年3月)
- (取組) ・ 造成宅地や移転元地等の活用について、
 地域の個別課題にきめ細かく対応して支援



復興道路・復興支援道路の開通

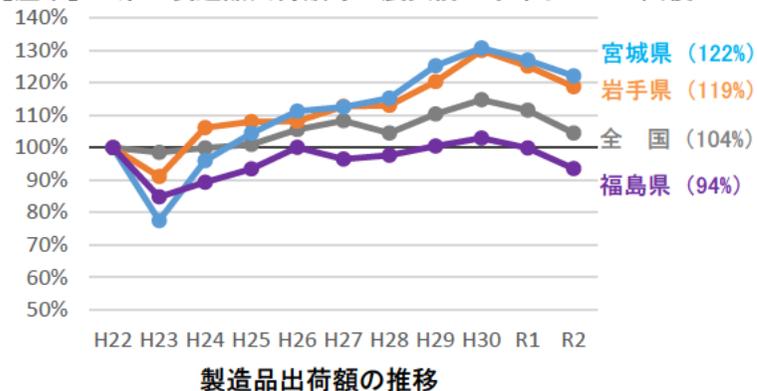


鉄道の復旧

3. 産業・生業の再生

- (現状) ・ 被災3県の生産設備は概ね復旧。
- (取組) ・ 被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援

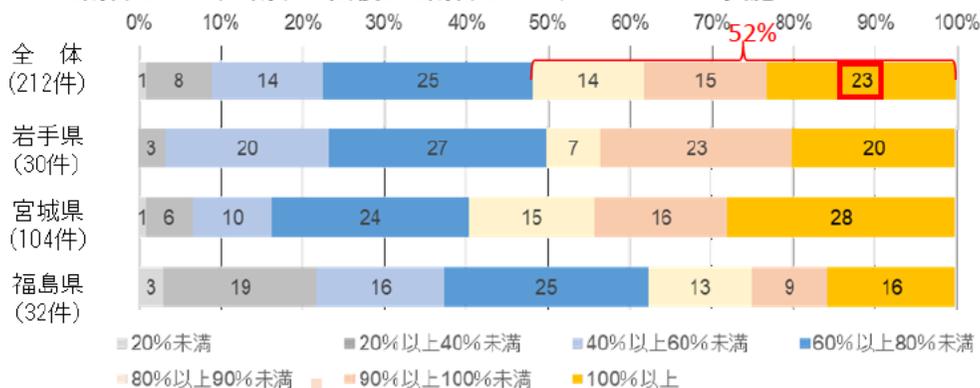
【産業】 3県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復



製造品出荷額の推移

【水産加工業】水産加工業の売上げは回復途上

(「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第12回)の結果」では、青森県～千葉県の水産加工業者のうち、売上げが震災前の水準以上まで回復した割合は23%、8割以上回復した割合は52%)※R6.12-R7.4実施



*1 経済産業省「工業統計調査」及び総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」及び「工業統計調査」を基に復興庁作成
 *2 平成22年=100とした数値である。

IV. 現状と取組② 【原子力災害被災地域の主な取組】

1. 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)
2. 原子力災害被災地域の復興・再生に向けた取組
 - 2-1. 環境再生の取組(除染、特定廃棄物処理、除去土壌処理)
 - 2-2. 避難指示解除、帰還困難区域の復興・再生
 - 2-3. 帰還等の促進・生活再建
 - 2-4. 福島イノベーション・コースト構想
 - 2-5. 福島国際研究教育機構
 - 2-6. 農林水産業の再生
 - 2-7. 風評対策

1. 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

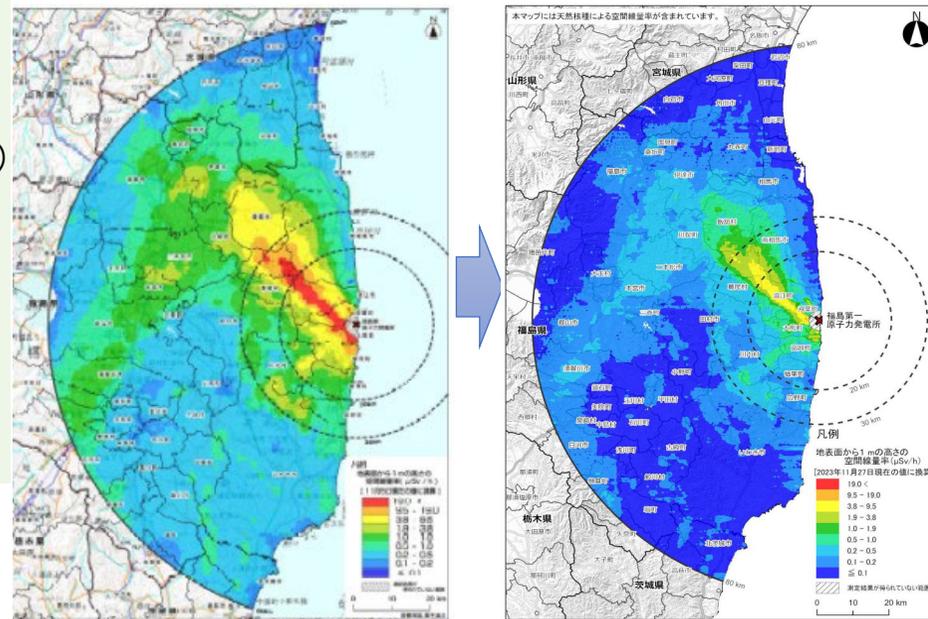
(現状)

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施。
- ・ALPS(多核種除去設備)処理水の処分について、令和5年7月にIAEAの包括的報告書が公表され、関連する国際的な安全基準に合致していること、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるものと結論付けられた。
- ・令和5年8月に開催された関係閣僚等会合において、ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むことを決定した。
- ・併せて、同会合において東京電力に対して、原子力規制委員会が認可した実施計画に基づき、速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるよう要請。同年8月24日に海洋放出が開始され、各機関においてモニタリングを実施し、結果を公表している。

(取組)

- ・事故時に溶けて固まった燃料(燃料デブリ)は、まず2号機で試験的取り出しに成功(2024年11月)。原子炉格納容器内の状況や作業経験などから得られる新たな知見を踏まえ、作業を柔軟に見直しつつ、段階的に取り出し規模を拡大していく。
- ・ALPS処理水の海洋放出については、令和5年度に計4回の放出を実施。令和7年度は計7回放出予定(現時点では、海洋放出を停止するよう有意なモニタリング結果は観測されていない)。

空間線量率の推移
測定した領域の空間線量率は、全体として減少傾向にある。



2011年11月時点

2024年12月時点

出典:原子力規制庁 福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について

2. 原子力災害被災地域の復興・再生に向けた取組

2-1. 環境再生の取組(除染、特定廃棄物処理、除去土壌処理)

- ・放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための取組(除染や事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等)

(現状)

- ・ 帰還困難区域を除き、8県100市町村の面的除染完了(平成30年3月)
- ・ 6町村の特定復興再生拠点区域での除染が概ね完了(令和5年11月末)
- ・ 福島県内約1,411万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送(令和7年5月末時点)
- ・ 仮置場の約94%が原状回復(令和7年4月末時点)
- ・ 実証事業等で得られた知見や、IAEA等の国内外の有識者からの助言を踏まえた、復興再生利用・最終処分の基準・ガイドラインの策定(令和7年3月末)
- ・ 最終処分場の構造・必要面積等について減容技術等の組み合わせを踏まえ、複数選択肢を提示(令和7年3月末)
- ・ 福島県内で生じた除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)の県外最終処分の実現に向け、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」の下、「福島県内除去土壌の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を策定(令和7年5月末)

(取組)

- ・ 特定帰還居住区域での除染、特定廃棄物等の処理、仮置場の管理・原状回復
- ・ 再生利用等推進会議でのロードマップの取りまとめ及び官邸での利用の検討を始めとする政府一体となった復興再生利用の案件創出に向けた取組
- ・ 中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の現地見学会の開催やSNS等による情報発信などの理解醸成等の取組
- ・ 復興再生利用にかかるポスターを作成し、今後各省において掲示(推進会議の場において発表)



中間貯蔵施設の土壌貯蔵施設 外観(大熊町)



飯舘村長泥地区での環境再生事業
2024年7月



2024年9月
専門家会合最終報告書手交



2025年5月
第二回推進会議

2-2. 避難指示解除、帰還困難区域の復興・再生

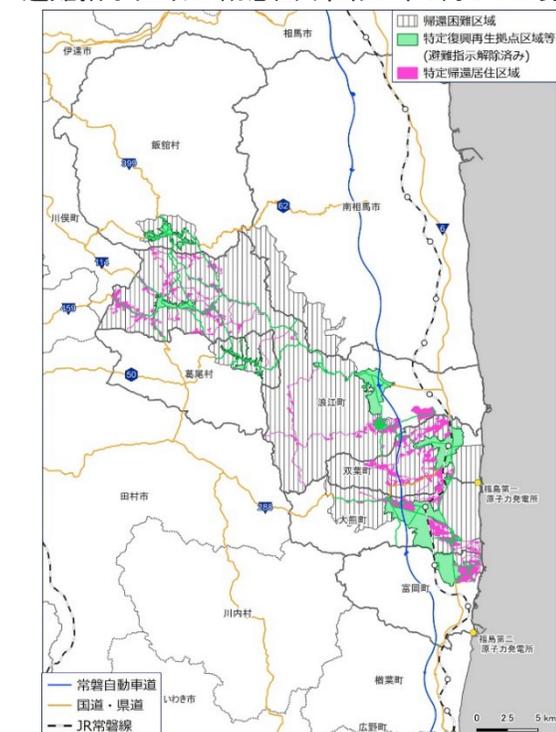
(現状)

- 対象区域における除染やインフラ整備等を行い、着実に避難指示を解除。
- 帰還困難区域内においては、令和5年11月までに、6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村)の「特定復興再生拠点区域」で避難指示が全て解除。
- 令和5年6月に、改正福島特措法により、拠点区域外において避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」制度を創設。

(取組)

- 「特定帰還居住区域」制度に基づき、令和7年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。当該計画に基づき、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の4町においては除染等を開始しており、南相馬市においては除染等の開始に向けて準備中。引き続き、避難指示解除に向けた取組を実施。
- 葛尾村においては、令和5年度に実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、今後、計画を作成予定。
- 帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施する方針であり、令和6年8月以降、4町において2回目の調査を実施。当該調査の結果を踏まえ、令和7年3月に浪江町において計画を変更し、国が認定。

避難指示区域の概念図(令和7年3月31日現在)



区域	時期	対応	
避難指示解除準備区域・居住制限区域	令和2年3月まで	全ての区域での避難指示解除を完了	
帰還困難区域	特定復興再生拠点区域	令和5年11月まで	6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示解除を完了
	拠点区域外(特定帰還居住区域)	令和3年8月	「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定
		令和5年6月	改正福島特措法が公布・施行(「特定帰還居住区域」制度の創設)
		令和5年9月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
		令和6年1月	「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
		令和6年2月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について認定 「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
		令和6年4月	「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について認定
		令和7年3月	「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更及び「南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画」について認定

2-3. 帰還等の促進・生活再建

(現状)・福島県全体の避難者数は減少(最大16.5万人→2.4万人(R7.5))

・避難指示解除区域全体の居住者数は徐々に増加(約0.4万人(H29.4)→約1.8万人(R7.6))

(取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備

・新たな住民の移住・定住の促進(「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など)

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市

「特別養護老人ホーム 梅の香」再開

2018年4月 富岡町

「福島県ふたば医療センター附属病院」開設

2020年4月 大熊町

「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設

2021年2月 大熊町診療所 開所

2021年12月 小高診療所 開所

2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所

2022年6月 浪江町「ふれあい福祉センター」開設

2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所

2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地「株式会社エヌビーエス」工場稼働

2021年5月 川内村 田ノ入工業団地「大橋機産」稼働

2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働

2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所

2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所

2023年4月 双葉町 浅野燃系「フタバスーパーゼロミル」開所

2023年7月 南相馬市 下太田工業団地 ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所

住まい

復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成

帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

教育

小中学校等再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開済
12市町村内の新規開校など最近の動き

2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校

2020年4月「いいたて希望の里学園」開校

2021年4月「川内小中学園」開校

2022年4月「富岡小学校」

「富岡中学校」開校

2022年4月「檜葉小学校」開校

2023年4月「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開(8月～新校舎利用)

2024年3月 双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想をとりまとめ

2025年1月「ふたば支援学校(旧富岡支援学校)」が檜葉町内で再開

2025年3月 双葉町で「新しい学校」に係る施設整備基本計画を策定



学び舎ゆめの森

交通機関等

〔JR常磐線〕

2020年3月 全線再開、Jヴィレッジ駅常設

〔常磐自動車道〕

2020年3月 「常磐双葉IC」開通

〔相馬福島道路〕

2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通

2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通

2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

買い物環境

2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業

2018年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業

2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業

2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業

2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業

2020年8月 浪江町 「道の駅なみえ」開業

2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業

2023年8月 双葉町 「ファミリーマート双葉町産業交流センター/S店」開業

2025年3月 大熊町 「クマSUNテラス」開業

2025年5月 飯舘村 「ハシドラッグ飯舘店」開業



道の駅「なみえ」

2-4. 福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、地域の復興を支えることを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく。

取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

具体的取組

①産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

②教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動したキャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

③交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造等
- ・による来訪者の促進 等

④情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害伝承館」
- を起点とする情報発信 等

重点6分野

廃炉

国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）※R7年4月にF-REIに統合



エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株) 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

2-5. 福島国際研究教育機構

福島国際研究教育機構(以下「機構」)は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

内閣総理大臣 復興大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるように必要な予算を確保

福島国際研究教育機構(F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
(福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人)

理事長：山崎光悦(前金沢大学長)

理事長のリーダーシップの下で、研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境(国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備)
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
 - 地域の未来を担う若者世代
 - 企業の専門人材等
- に対する人材育成

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画(R4.8.26策定)

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ロボット・ドローンを活用した被災者の捜索・救助

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



農林水産業のスマート化(農機制御システム)

【③エネルギー】

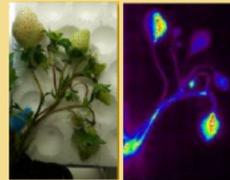
福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



カーボンニュートラルの実現(バイオ・ケミカルプロセスによる化学製品等の製造)

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



放射線イメージング技術の研究開発

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

<機構及び仮事務所の立地>

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本部：ふれあいセンターなみえ内

本施設：浪江町川添地区

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

2-6. 農林水産業の再生

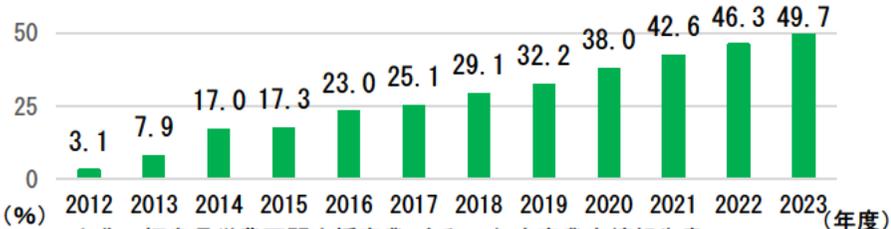
- (現状) ・原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の50% (2023年度末時点)
- ・福島県の沿岸漁業等は、2021年3月に試験操業を終え、本格操業への移行段階。水揚量は震災前の26% (2024年末時点)(%)
- (取組) ・営農再開の支援
(大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値生産を展開する産地の形成)
- ・販路の開拓など本格的な操業再開に向けた支援
 - ・被災地産品への風評の払拭

2-7. 風評対策

- (現状) ・福島県産と全国平均との価格差は回復基調だが、依然震災前の水準まで回復していないものもある。
- ・輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、49か国・地域が規制を撤廃、6か国・地域が継続
- (取組) ・福島県産の農産物等の魅力について、テレビ、インターネット等の多様な媒体を活用して情報発信し、安全性を訴えつつ、購買行動にもつなげる
- ・「水産業を守る」5本柱の政策パッケージ(令和5年9月取りまとめ)に沿って、風評対策の中心的な役割として取組を推進
 - ・令和7年4月の風評対策タスクフォースにおいて、住民の帰還・立入制限緩和、森林施業実施、食品等規制、農林水産物の風評払拭について、伝えるべき対象、内容、具体的施策をとりまとめた「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と諸課題に係る情報発信等施策パッケージ(中間取りまとめ)」を策定

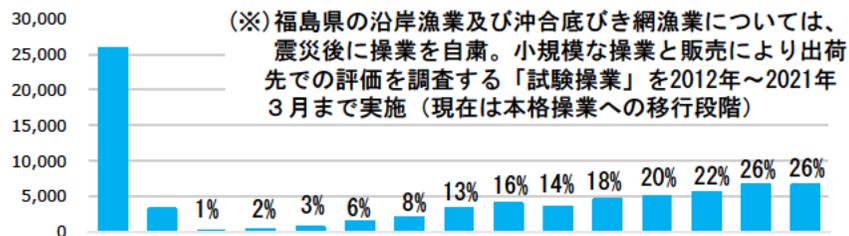
○被災12市町村の営農再開面積

※2011年12月末時点における営農休止面積に対する割合



出典：福島県営農再開支援事業 令和5年度事業実績報告書

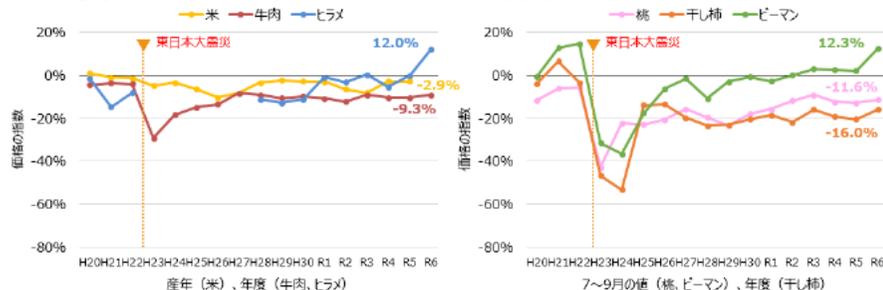
○福島県の沿岸漁業(沖底含む)(※)及び海面養殖業の水揚量



(※)福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、震災後に操業を自粛。小規模な操業と販売により出荷先での評価を調査する「試験操業」を2012年～2021年3月まで実施(現在は本格操業への移行段階)

(トン) 出典：福島県海面漁業漁獲高統計

○福島県産と全国平均の価格差の推移



出典：農林水産省「令和6年度福島県産農産物等流通実態調査」

【国内外に向けた情報発信の例】



首都圏・関西圏でのテレビ放送

多言語による動画の配信

IV . 現状と取組③ 【記憶・教訓の後世への継承】

1. 国営追悼・祈念施設

- ・東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の継承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備

【岩手・宮城】 令和2年度末に整備完了

【福島】 令和7年度内での完成を目指し、引き続き整備を推進

2. 震災遺構・伝承施設

- ・「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」の発行(令和5年3月)

- ・伝承活動を行う団体へのハンズオン支援の実施

3. ノウハウの普及展開・復興政策の評価

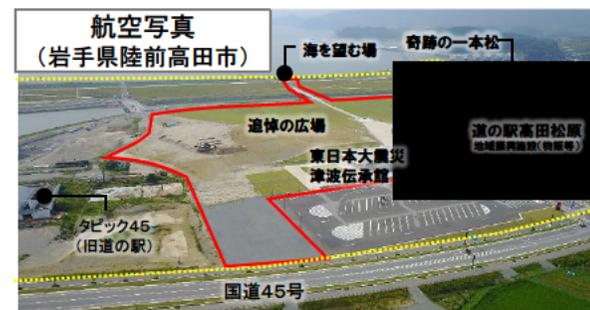
①「復興政策10年間の振り返り」(令和5年8月公表)

- ・第1期復興・創生期間の終了に至るまで(平成23年度～令和2年度)の復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について、資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、評価や課題をとりまとめ

②能登半島地震に対する東日本大震災の復興に係る知見の提供

- ・「復興政策10年間の振り返り」を、石川県知事、珠洲市長、能登町長に手交するとともに、石川県内の被災自治体に配布
- ・石川県で、東日本大震災の復興に尽力された経験者による講演会を開催

【国営追悼・祈念施設(岩手県)】



【るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド】



日時：令和6年6月24日(月) 13:30～15:00

講演者：女川町長 須田善明氏

テーマ：復興に対する考え方と取り組み～被災地復興の1事例として～

(参考) 東日本大震災からの復興の進捗

		震災前又は最大値	現状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	2.7万人 【令和7年5月】 (うち福島県全体の避難者数:2.4万人)
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	781人 【令和7年4月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※帰還者向け除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】 <small>経済産業省「平成22年工業統計調査」を基に復興庁作成</small>	11兆6,193億円 【令和2年】 <small>総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(令和2年実績)」を基に復興庁作成</small>
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,640ha (津波被災農地面積)	18,920ha (96%) 【令和7年3月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月(最大)】	309km ² (27%) 【令和5年5月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 (最大)	6か国・地域 (撤廃49か国・地域) 【令和6年9月】